

《改正後溶込》

魚沼地区障害福祉組合職員の旅費に関する条例

平成26年12月25日

条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する職員に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 公務のために旅行する職員に対し支給する旅費については、魚沼市職員の旅費に関する条例(平成16年魚沼市条例第40号)及び魚沼市職員の旅費支給に関する規則(平成16年魚沼市規則第34号。以下「魚沼市規則」という。)の規定を準用する。この場合において、魚沼市規則中「市長」とあるのは「管理者」と、「副市長」とあるのは「副管理者」と、「課長」とあるのは「園長」と、「室長」とあるのは「次長」と、「施設長」とあるのは「課長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の魚沼地区障害福祉組合職員の旅費に関する条例によって行った手続その他の行為は、この条例によって行ったものとみなす。

附 則(平成28年3月23日条例第1号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。